

# 水島コンビナート発展推進協議会 カーボンニュートラルネットワーク会議設置要綱（案）

水島コンビナート発展推進協議会規約第9条の規定に基づき、カーボンニュートラルネットワーク会議を設置する。

（名称）

第1条 本会議は、水島コンビナート発展推進協議会カーボンニュートラルネットワーク会議（以下、「会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 会議は、水島コンビナートのカーボンニュートラルの取組を推進することを目的とする。

（活動）

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）カーボンニュートラルに関する情報共有と課題解決に関すること
- （2）その他目的の達成のため必要な事項に関すること

（組織構成）

第4条 会議は、別表1に掲げる団体で構成し、各団体が指定した者を会議委員とする。会議には、オブザーバーを置くことができ、別表2に掲げる団体とする。

（会長）

第5条 会議に会長を置く。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、岡山県産業労働部長をもって充てる。
- 4 会長がやむを得ず出席できない場合は、代理出席者を立てることができ、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議には、専門の事項について検討を行うため、部会を設置することができる。
- 3 会議において、会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 会長がやむを得ないと認めるときは、書面により会議を開催することができる。

（事務局）

第7条 会議の事務局を岡山県及び倉敷市に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

別表 1

区分	企業名/団体名
民間企業	旭化成(株) 製造統括本部水島製造所
	岩谷瓦斯(株)西日本事業部水島工場
	E N E O S(株) 水島製油所
	(株)クラレ 倉敷事業所
	J F Eスチール(株)西日本製鉄所
	中国電力(株)水島発電所
	日本ゼオン(株)水島工場
	水島ガス(株)
	三菱ガス化学(株)水島工場
	三菱ケミカル(株)岡山事業所
	三菱自動車工業(株)水島製作所
	(株)日本政策投資銀行
	(株)中国銀行
	(株)トマト銀行
学識経験者	国立大学法人岡山大学
	化学工学会地域連携カーボンニュートラル推進委員会
行政	国土交通省中国地方整備局
	岡山県
	倉敷市

別表 2

行政	経済産業省中国経済産業局
----	--------------